慰労金交付（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴いながら、継続して診療等を行っていただいており、医療機関でのクラスターの発生状況も踏まえ、業務に従事していることに対し、**慰労金を給付**。

**【給付内容】**

**歯科診療所に勤務する患者と接する医療従事者1名**につき**5万円支給**

（岡山県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日の3月22日から6月30日までの間に延べ10日間以上出勤したもの、勤務形態は問わない）

**【給付対象】**

　**歯科医師、歯科衛生士**以外に、**事務職員や歯科業務の補助を行う者**で、**患者と**

**接する業務に従事する者が対象**となる。歯科技工士については、歯科診療所に勤務し、患者と接する業務に従事する場合は可。（歯科技工所に勤務する歯科技工士は対象とならない。）

**詳細は厚生労働省の以下のURLへ**

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/dl/20hosei04.pdf>

感染拡大防止等の支援（厚生労働省）

新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局等について、**感染拡大防止対策等に要する費用の補助**を行う。

**【給付対象】**

感染各区第防止策や診療体制確保等に要する費用

**（医科医療機関の取組の例）**

・共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う

・待合室の混雑を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、

患者に適切な受診の仕方を周知・協力を求める

・発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しない

よう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う

・電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する

・医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う

**（対象となる物品等の例）**

・マスク、グローブ、エプロン、ゴーグル、フェイスシールド、感染防護衣等の衛生用品の購入

・消毒用エタノール等の消毒薬、除菌剤、抗菌スプレー等の購入

・ビニールカーテン、アクリル板、パーテーション、ロールカーテン、ブラインド等の感染防止対策に必要な動線の確保やレイアウト変更等に必要な設備

・空気清浄機、換気扇等（工事費用、設置費用含む）

・滅菌器、口腔外バキューム

・エアコンのクリーニング

・タービン等の歯科用ハンドピース

・検温等（非接触型）を含む機器

・ラバーダム、口腔内バキューム等

・医療廃棄物や清掃費用（外部委託費）

・白衣、スリッパ等

**【補助額】**

**100万円を上限として実費**を補助

**詳細は厚生労働省の以下のURLへ**

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/dl/20hosei04.pdf>